

○日本酒等による乾杯を推進する条例 一覧表

(平成27年6月1日現在)

番号	都道府県名	提案者	条例の名称	提案議会	施行日
1	秋田県	議員	秋田の酒による乾杯を推進する条例	平成26年6月議会	平成26年7月15日
2	山形県	議員	やまがた県産酒による乾杯を推進する条例	平成26年2月議会	平成26年2月28日
3	栃木県	議員	とちぎの地元の酒で乾杯を推進する条例	通年議会(平成25年11月26日提出)	平成26年1月1日
4	石川県	議員	いしかわの酒による乾杯を推進する条例	平成26年2月議会	平成26年2月26日
5	岡山県	議員	おかやまの酒による乾杯を推進する条例	平成26年2月議会	平成26年4月1日
6	佐賀県	議員	佐賀県日本酒で乾杯を推進する条例	平成25年6月議会	平成25年6月27日
7	鹿児島県	議員	かごしま本格焼酎の産業振興と焼酎文化でおもてなし県民条例	平成25年11月議会	平成26年1月1日

※ 上記の一覧表の内容は、都道府県議会情報館による調査結果に、政策調査課による各都道府県の例規に係る調査結果を加味した。

○日本酒等による乾杯を推進する条例の目的・酒類の範囲・特徴的な規定

(平成27年6月1日現在)

番号	都道府県名	提案者	条例の名称	目的	対象とする酒類の範囲	特徴的な規定
1	秋田県	議員	秋田の酒による乾杯を推進する条例	乾杯の推進により、酒を愛飲する気運の醸成、酒類製造業者等の競争力の強化を図る。(第1条)	日本酒をはじめとする県産の酒類及び県産の原材料を使用して生産された酒類(第1条)	<ul style="list-style-type: none"> 個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮(第5条)
2	山形県	議員	やまがた県産酒による乾杯を推進する条例	乾杯の習慣を広めることにより、県産酒の普及を通じた本県の文化の継承を図る。(第1条)	県で製造される日本酒、ワインその他の酒類(第1条)	<ul style="list-style-type: none"> 個人の嗜好及び意思を尊重(第5条)
3	栃木県	議員	とちぎの地元の酒で乾杯を推進する条例	乾杯の推進により、地元の酒の普及、県内の酒造業その他関連産業の発展等を図る。(第1条)	日本酒をはじめとする本県産の酒類及び本県産の原材料を使用して生産された酒類(第1条)	<ul style="list-style-type: none"> 個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮(第5条)
4	石川県	議員	いしかわの酒による乾杯を推進する条例	乾杯の推進により、酒の普及、酒類製造業その他関連産業の発展等を図る。(第1条)	日本酒をはじめとする本県で生産された酒類及び県産の原材料を使用して生産された酒類(第1条)	<ul style="list-style-type: none"> 個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮(第5条)
5	岡山県	議員	おかやまの酒による乾杯を推進する条例	乾杯を推進し、酒の普及を図ることにより、地域産業の盛り上げ等を図る。(第1条)	県内で生産された日本酒、焼酎、ワイン、ビール等の酒類(第1条)	<ul style="list-style-type: none"> 県民の自発的意思を尊重し、その理解と協力を得て行う。(第3条)
6	佐賀県	議員	佐賀県日本酒で乾杯を推進する条例	乾杯の習慣を広めることにより、酒造業その他関連産業の発展等を図る。(第1条)	県産の日本酒(第1条)	
7	鹿児島県	議員	かごしま本格焼酎の産業振興と焼酎文化でおもてなし県民条例	本格焼酎の製造業及び販売、原料の生産その他の関連する産業の振興を図る。(第1条)	県内で製造される本格焼酎(第1条)	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念(第2条) 大学及び研究機関の役割(第6条) 県外客等に対する焼酎文化によるおもてなしに努める。(第7条) 個人の嗜好及び意思を尊重(第8条)

※ 「目的」、「対象とする酒類の範囲」および「特徴的な規定」の欄中の()は、それぞれの条例の根拠となる条を示している。

日本酒等による乾杯を推進する条例 関係資料 目次

1	秋田県	1
2	山形県	2
3	栃木県	3
4	石川県	4
5	岡山県	5
6	佐賀県	6
7	鹿児島県	7
8	京都市	10

○秋田の酒による乾杯を推進する条例（平成26年7月15日条例第97号）

本県は、米の秋田は酒の国といわれるほど米の生産に適した気候と豊かな水に恵まれ、日本酒をはじめとする酒造りが発達してきた。酒は県民の暮らしや食文化に深く根差しており、酒をこよなく愛する心が県民の間に定着している。

近年、県内各地で様々な酒類が商品化されるなど、酒類製造業は、本県の主要産業の一つとして、地域経済の発展に大きな役割を担っており、元気な秋田を実現するためには、その育成と強化を図っていく必要がある。

ここに、秋田の酒の普及の促進に関する基本的な考え方を明らかにし、県内の酒類製造業及び農業をはじめとする関連産業の振興を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、秋田の酒による乾杯（日本酒をはじめとする県産の酒類及び県産の原材料を使用して生産された酒類を、県内外で開催される会食等の機会に乾杯等の用に供すること等により、その普及を促進する取組をいう。以下同じ。）を推進することにより、秋田の酒を愛飲する気運を醸成するとともに、県内の酒類製造業者及び農業をはじめとする関連事業者（以下「酒類製造業者等」という。）の競争力の強化を図り、もって本県の食文化への理解の促進並びに県内の酒類製造業及びその関連産業の発展に資することを目的とする。

（県の役割）

第二条 県は、秋田の酒による乾杯を推進することにより秋田の酒の普及を促進するとともに、酒類製造業者等による創意工夫を生かした主体的な取組の支援に努めるものとする。

（酒類製造業者等の役割）

第三条 酒類製造業者等は、その事業活動を通じて、秋田の酒による乾杯を推進することにより秋田の酒の普及に主体的に取り組むとともに、県及び他の酒類製造業者等と相互に協力するよう努めるものとする。

（県民の協力）

第四条 県民は、本県の食文化への理解を深めるよう努めるとともに、県及び酒類製造業者等が行う秋田の酒による乾杯に協力するよう努めるものとする。

（取組に当たっての配慮）

第五条 県、酒類製造業者等及び県民は、この条例に規定する取組を行うに当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○やまがた県産酒による乾杯を推進する条例（平成26年2月28日条例第6号）

本県には、酒蔵が広く分布しており、人々が酒造に参画してきた歴史的背景もあって、日本酒は本県の文化として息づいている。酒造に適した米の育種の歴史と品種は他の都道府県に誇るべきところであり、県及び酒造に参画してきた人々が協働して吟醸をはじめとする酒造の伝統を堅持し、世界に誇るべき高品質の日本酒を造り上げてきた。また、県産ぶどうを使用したワイン醸造の水準も高く、日本酒、ワイン等は、県の情報発信や経済振興に大きく寄与してきた。このようなことから、本県で製造される日本酒、ワイン等による乾杯の習慣を広め、本県の誇るべき文化を後世に残すため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本県で製造される日本酒、ワインその他の酒類（以下「県産酒」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、県産酒の普及を通じた本県の文化の継承に寄与することを目的とする。

（県の役割）

第2条 県は、県産酒による乾杯を推進し、本県の誇るべき県産酒の文化を県内外に情報発信するものとする。

（事業者の役割）

第3条 県産酒を製造し、販売し、又は提供する事業者（以下「事業者」という。）は、県産酒による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに、県及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

（県民の協力）

第4条 県民は、県産酒が本県の誇るべき文化であることを理解した上で、県及び事業者が行う県産酒による乾杯の推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

（個人の嗜好及び意思の尊重）

第5条 県、事業者及び県民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〇とちぎの地元の酒で乾杯を推進する条例 (平成 25 年 12 月 27 日条例第 76 号)

(目的)

第一条 この条例は、伝統産品である日本酒をはじめとする本県産の酒類及び本県産の原材料を使用して生産された酒類(以下「とちぎの地元の酒」という。)による乾杯を推進することにより、とちぎの地元の酒の普及を図るとともに、とちぎの地元の酒が紡ぐ人と人との交流を促進し、もって県内の酒造業その他関連産業の発展、地産地消(地域で生産された農林水産物を当該地域で消費することをいう。)の促進及び郷土を誇り愛する社会的機運の醸成に資することを目的とする。

(県の役割)

第二条 県は、とちぎの地元の酒による乾杯を推進することによりとちぎの地元の酒の普及促進に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第三条 とちぎの地元の酒の生産に関する事業を行う者(以下「事業者」という。)は、とちぎの地元の酒による乾杯を推進することによりとちぎの地元の酒の普及促進に主体的に取り組むとともに、県及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第四条 県民は、県及び事業者が行うとちぎの地元の酒による乾杯を推進することによりとちぎの地元の酒を普及促進する取組に協力するよう努めるものとする。

(配慮)

第五条 県、事業者及び県民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

○いしかわの酒による乾杯を推進する条例(平成26年2月26日条例第27号)

(目的)

第一条 この条例は、日本酒をはじめとする本県で生産された酒類及び本県産の原材料を使用して生産された酒類(以下「いしかわの酒」という。)による乾杯を推進することにより、いしかわの酒の普及を図るとともに、いしかわの酒による人と人との交流を促進し、もって酒類製造業その他関連産業の発展及びふるさとへの感謝の念の醸成に資することを目的とする。

(県の役割)

第二条 県は、いしかわの酒による乾杯を推進することにより、いしかわの酒の普及促進に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第三条 酒類製造業者(以下「事業者」という。)は、いしかわの酒による乾杯を推進することにより、いしかわの酒の普及促進に取り組むとともに、県及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第四条 県民は、県及び事業者が行ういしかわの酒による乾杯を推進することによるいしかわの酒を普及促進する取組に協力するよう努めるものとする。

(配慮)

第五条 県、事業者及び県民は、いしかわの酒による乾杯の推進に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○おokayamaの酒による乾杯を推進する条例(平成26年3月20日条例第49号)

(目的)

第一条 この条例は、人と人とのつながりを深める乾杯に岡山県内で生産された日本酒、焼酎、ワイン、ビール等の酒類(以下「おokayamaの酒」という。)を用いる取組を推進し、おokayamaの酒の普及を図ることにより、地域産業を盛り上げるとともに、地元の産物に対する理解を深め、郷土への愛着心と誇りの醸成に資することを目的とする。

(県等の取組)

第二条 県及び前条の目的に賛同し主体的な取組を行う事業者等(以下「事業者等」という。)は、相互に連携しておokayamaの酒による乾杯の推進に努めるものとする。

(県民の理解等)

第三条 県及び事業者等は、おokayamaの酒による乾杯の推進に当たっては、県民の自発的意思を尊重し、その理解と協力を得て行うものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○佐賀県日本酒で乾杯を推進する条例（平成25年6月27日条例第45号）

（目的）

第1条 この条例は、古くから親しまれている本県産の日本酒（以下「日本酒」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、酒造業その他関連産業の発展及び郷土愛の醸成を図り、もって日本酒の普及を通じた日本文化への理解の促進に寄与することを目的とする。

（県の役割）

第2条 県は、日本酒による乾杯とその普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第3条 日本酒の生産に関する事業を行う者は、日本酒による乾杯とその普及を促進するために主体的に取り組むとともに、県及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

（県民の協力）

第4条 県民は、県及び事業者が行う日本酒による乾杯とその普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〇かごしま本格焼酎の産業振興と焼酎文化でおもてなし県民条例

(平成 25 年 12 月 24 日条例第 67 号)

蒸留酒である本格焼酎は、醸造酒である清酒と並び、日本を代表する伝統的な酒である。温暖な本県では、醸造酒の製造は不向きであったことから、蒸留酒である焼酎が製造されており、16 世紀のザビエルの関連記録や伊佐市の郡山八幡神社の落書きから、本県の焼酎の歴史は 500 年遡ると言われている。

このような背景から、本県では、焼酎と相性の良い郷土料理が生み出され、その日の疲れを癒やす晩酌の習慣や伝統工芸品である酒器の製造など、焼酎と密接な関係を持つ、焼酎文化ともいべき郷土の伝統文化が受け継がれてきている。

現在、本格焼酎は、本県の特産品であり、出荷額は本県製造品の上位にあるとともに、製造業者が全県的に分布しており、農業、酒販業、料飲業等関連産業の業種も多く、本格焼酎の製造及び販売等に関する産業は本県の主要産業となっている。また、本県の農産物を原料として、本県において製造され、及び販売されている焼酎については、これらの一連の事業が 1 次産業、2 次産業及び 3 次産業全てに関連していることから、農商工等連携のモデルとして位置付けられる。

本格焼酎の出荷量は、首都圏を中心とした本格焼酎ブームの後、減少が続いた。そのため、国内外を含めた販路拡大、「薩摩焼酎」・「奄美黒糖焼酎」の認知度向上、県内産焼酎原料用さつまいもの安定的な確保、製造技術の向上、人材の育成・確保などを行うことが必要となってきた。

一方、本県は、観光立県を目指しており、郷土の魅力の発信の一つとして、県外客等に対する、本格焼酎による乾杯、鹿児島郷土料理、伝統工芸品である酒器等の「焼酎文化」によるおもてなしに努める必要がある。また、健康に配慮した焼酎の飲み方や料理の提案は、県外客等にとって大きな魅力となることから、旅館・ホテル業や料飲業など食品提供を行う者は、本格焼酎に合う地元産品を活用した料理を開発し、提供することが求められる。

このような中、これらの取組を促進するためには、製造業者、関連産業事業者等をはじめ、県民も「焼酎文化」への理解を深めていく必要がある。

ここに、本格焼酎の製造、販売等に関する産業の振興を県政の重要課題と位置付け、本格焼酎の製造業及び関連産業の振興を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本格焼酎(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則(昭和 28 年大蔵省令第 11 号)第 11 条の 5 に規定する本格しょうちゅうのうち、本県内で製造されるものをいう。以下同じ。)の製造業及び販売、原料の生産その他の関連する産業(以下「関連産業」という。)の振興に関し、基本理念を定め、県、本格焼酎の製造に関する事業を行う者(以下「製造業者」という。)等の役割等を明らかにすることにより、これらの産業の更なる振興及び本格焼酎に関連する郷土の伝統文化(以下「焼酎文化」という。)への理解の促進を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的と

する。

(基本理念)

第2条 本格焼酎の製造業及び関連産業の振興は、これらを行う者の創意工夫及び自主的な努力を基本として図られなければならない。

2 本格焼酎の製造業及び関連産業の振興は、当該振興が地域経済の発展に貢献するものであるという基本的な認識の下に図られなければならない。

3 本格焼酎の製造業及び関連産業の振興は、本格焼酎の普及及び販路拡大、焼酎文化への理解及び焼酎文化によるおもてなしの促進、原料の安定的な確保、製造技術の向上並びに製造業及び関連産業を担う人材の育成及び確保を旨として図られなければならない。

4 本格焼酎の製造業及び関連産業の振興は、県、製造業者及び関連産業の事業者並びにこれらの者により構成される団体(以下「関係団体」という。)等がそれぞれの役割等を果たすとともに、相互に連携することを旨として図られなければならない。

(県の役割)

第3条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、製造業者、関連産業の事業者及び関係団体が相互に連携して本格焼酎の製造業及び関連産業の振興が図られるよう、必要な支援に努めるものとする。

(製造業者等の役割)

第4条 製造業者及び製造業者が構成する団体(以下「製造業者等」という。)は、基本理念にのっとり、本格焼酎の製造業及び関連産業の振興に取り組むよう努めるものとする。

2 製造業者が構成する団体は、前項の取組の推進に当たっては、県、製造業者並びに関連産業の事業者及び関連産業の事業者が構成する団体(以下「関連産業事業者等」という。)と連携を図り、一体的な取組を計画的に実施するよう努めるものとする。

(関連産業事業者等の役割)

第5条 関連産業事業者等は、基本理念にのっとり、本格焼酎の製造業及び関連産業の振興に取り組むとともに、県及び製造業者等が行う取組に協力するよう努めるものとする。

(大学及び研究機関の役割)

第6条 焼酎の製造技術等の研究を行う大学及び研究機関は、基本理念にのっとり、研究及び人材の育成を通じて、本格焼酎の製造業及び関連産業の振興への協力並びに焼酎文化への理解を深めるための普及啓発に努めるものとする。

(県民の理解)

第7条 県民は、本格焼酎及び焼酎文化について理解を深めるとともに、県外客等に対する焼酎文化によるおもてなしに努めるものとする。

(個人の嗜好等の尊重)

第8条 県，製造業者等，関連産業事業者等及び県民は，この条例に規定する取組等を行うに当たっては，個人の嗜好及び意思を尊重するものとする。

附 則

この条例は，平成26年1月1日から施行する。